平成２２年（フ）第１６２２号
千葉市中央区神明町25―２　君待橋301、住民票上の住所千葉県袖ヶ浦市蔵波台２丁目５番地４
債務者　荒木のり子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６２９号
千葉市美浜区高洲２丁目８番１棟626号
債務者　岩崎ミチ子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６３１号
千葉県市川市本塩16―15　グローバルハイツＡ―103、住民票上の住所千葉県市川市塩焼２丁目２番１号棟308号行徳ハイム
債務者　池島　　豊
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６４９号
千葉県船橋市習志野台３丁目５番27棟104号
債務者　南　　和孝
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６６３号
千葉市緑区古市場町474番地300　古市場第３団地１棟502号
債務者　青木　真希
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６７６号
千葉県市川市宝２丁目11番９―105号サニーコア・行徳
債務者　田村　隆昭
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６９６号
千葉市美浜区幸町１丁目５番１棟1106号
債務者　斎藤嘉代子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７０２号
千葉県市原市根田４丁目２番地７
債務者　服部　直明
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３４５４号
名古屋市中川区吉津３丁目1603番地　松下北荘１棟310号
債務者　井上　みゑ（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４５５号
名古屋市中川区吉津３丁目1603番地　松下北荘１棟310号
債務者　鈴木ヤヨイ
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６７１号
名古屋市緑区潮見が丘１丁目16番地　西汐見荘102号
債務者　廣野　和美（旧姓手島）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７１８号
愛知県小牧市大字北外山2735番地２　県営北外山住宅17棟303号
債務者　小川　香代
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８４２号
兵庫県姫路市山野井町23番地加藤照江方
債務者　伊藤　絢嗣
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９６８号
兵庫県神崎郡福崎町山崎1094番地23
債務者　石川　玉美
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９７２号
兵庫県加古川市山手１丁目12番５―201号
債務者　南　　弘一
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９７３号
兵庫県加古川市山手１丁目12番５―201号
債務者　南　ゆかり
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９７９号
兵庫県姫路市飾磨区英賀清水町１丁目13番地ヌーベルメゾン103
債務者　戸高　正二
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９８０号
兵庫県姫路市飾磨区英賀清水町１丁目13番地ヌーベルメゾン103
債務者　戸高　純子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで神戸地方裁判所姫路支部